

生田緑地（仮称）長尾3丁目地区における Park-PFI事業 既存建築物等の解体に係る確認書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI事業基本協定（以下「協定」という。）に基づき、甲が乙に求める既存建築物等の解体について、次のとおり確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 本確認書は、「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI事業 公募設置等指針（募集要項）及び付属資料（以下「募集要項等」という。）」を受けて、乙が甲に提出し、甲が認定した「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI事業 公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）」に基づき、事業区域内における既存建築物等の解体工事の負担等に関し、必要な事項を定めることを目的として締結する。
- 2 甲及び乙は、本確認書の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した基本協定書及び募集要項等を遵守するものとする。
 - 3 本確認書に定めのない事項については、基本協定によるものとする。

（許可手続き）

- 第2条 乙は、基本協定書に基づき工事計画書及び工事工程表の作成を行い、解体工事着手日前までに、工事に係る占用許可を取得するものとする。また、許可の取得後、速やかに既存建築物等の解体工事に着手するものとする。
- 2 甲は、本条の許可に係る使用料は、川崎市都市公園条例第21条第1項に基づき免除するものとする。

（住民等への説明）

- 第3条 乙は、工事車両の搬入出等による周辺への影響に十分配慮するとともに、解体工事に着手する前に周辺住民に対する説明を行うものとする。

（完了検査）

- 第4条 乙は、原則として令和9年1月29日までに、既存建築物等の解体工事を完了し、甲の確認を受けるものとする。ただし、事前に甲と協議の上、甲が実施する埋蔵文化財の発掘調査の工程に支障がないと甲が認める場合は、この限りでない。
- 2 甲は、前項の解体工事完了に関し、協定第16条に規定する完了報告の確認をし、解体工事が解体計画に基づき施されたことに相違ないことを確認するものとする。
 - 3 甲は、確認の結果、是正が必要と認めた場合は、乙に対し必要な是正を求めることができる。

（整備費用の負担）

- 第5条 既存建築物等の解体に係る甲の費用負担額は、金●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●●●●円）とする。

（負担金の支払）

- 第6条 乙は、第4条第2項による確認を受けた後、令和9年度に、前条に定める負担金の支払を、書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に、前条に定める負担金を乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 甲は、本確認書に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(工期変更等)

第8条 不可抗力、関係機関協議、周辺工事との調整その他乙の責めに帰することができない事由により工期変更が必要となる場合は、甲乙協議の上、工期を変更することができる。

2 乙の責めに帰すべき事由により整備完了が遅延した場合、乙は、当該遅延により生じた追加費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本確認書に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本確認書の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(確認書の変更)

第10条 本確認書の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第11条 本確認書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本確認書に関する当事者間に生じた一切の紛争については、甲の所在地を所管する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(協議事項等)

第12条 本確認書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。

本確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

甲 所在地 川崎市川崎区宮本町 1 番地
代表者氏名 川崎市長 福田 紀彦 ㊞

乙 代表法人
所在地 ●●●●●●
商号又は名称 ●●●●●●
代表者氏名 ●●●●●● ㊞

構成法人
所在地 ●●●●●●
商号又は名称 ●●●●●●
代表者氏名 ●●●●●● ㊞

構成法人
所在地 ●●●●●●
商号又は名称 ●●●●●●
代表者氏名 ●●●●●● ㊞